

保護命令の再度の申立てについてQ&A

～ 保護命令を一度得たが、引き続き更に保護命令を得る必要がある方へ ～

千葉地方裁判所民事第4部保全・非訟係

Tel 043-333-5271

Q 1 保護命令の期間がもうすぐ終了します。転居は済ませましたが、現在も相手方に会うと暴力を振るわれるおそれがあるので、再度、保護命令を申し立てたいのですが。

A 1 夫婦関係等の継続中に身体への暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けて保護命令を得た申立人が、現在まで新たな暴力を振るわれてはいないけれども、相手方が申立人の親族に対し「保護命令が終わったら痛めつけてやる」等と発言しているなど、前回の保護命令の効力期間が終了してしまうと身体的暴力を振るわれるおそれ大きい場合、前回の保護命令を求める根拠となった暴力等を原因として、再度の保護命令（接近禁止命令、子への接近禁止命令、親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令）の申立てができます。ただし、再度の申立ては、新たな事件として審理され、再度の申立ての段階で今後の身体的暴力のおそれ大きいことが必要です。単に「相手方は何もしないけれど、もう会いたくない」「子供の気持ちを考えて相手方に会わせたくない」という申立てですと、保護命令が発令されないこともありますから、注意してください。

Q 2 再度の退去命令は、どのような場合に申し立てることができますか。

A 2 退去命令については、前回の退去命令の効力期間中に申立人がやむを得ない事情（責めに帰することのできない事由）で住居から転居できなかったような場合に限り、再度の（退去）命令の申立てができます。そして、審理の結果、退去命令を発令すると相手方の生活に特に著しい支障を生ずると認められる場合には、裁判所は退去命令を発しないこともあります。

Q 3 いつ申し立てればよいでしょうか。

A 3 再度の申立ても前回の申立てと同様、相手方を審尋して事情を確認しますので、相手方を呼び出すのに要する時間など保護命令が発令されるまでの期間を考慮して、再度の申立てをしてください。

Q 4 再度の申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか。

A 4 今回再度の申立てをするに当たり、相手方からの暴力等について、千葉県女性サポートセンター（Tel 043-206-8002）、千葉県男女共同参画センター（Tel 04-7140-8605）などの配偶者暴力相談支援センター又は警察署（生活安全課等）に相談に行ってください（配偶者暴力相談支援センターに指定されていない他の機関では足りません）。

再度の申立ては、前回の保護命令の根拠となった暴力等を基にして申し立てるものです

が、前回の申立ての際に相談に行ったことでは足りず、今回の申立てに当たり、以前受けた暴力等の事実と現段階で更に身体的暴力を受けるおそれがあることの両方について前記の機関へ赴いて相談した事実を記載しなければならず、事前に相談をしていないときは、公証人役場において公証人の面前で陳述書の記載が真実であることを宣誓した宣誓供述書を作成の上、これを再度の保護命令の申立書に添付しなければなりません。子への接近禁止命令又は親族への接近禁止命令を求める場合、相談又は宣誓の段階でこれらの命令が必要と考えられる事情についても言及しておく必要があります。前記の機関に相談をしておらず、宣誓供述書の添付もないと、申立てをしても保護命令が発令されないこととなりますから、注意してください。

Q 5 どの裁判所に申立てをするのですか(千葉地方裁判所(本庁又は支部)へ再度の申立てができるのは、どのような場合ですか。)

A 5-1 千葉地方裁判所(本庁又は支部)へ申立てができるのは、次のいずれかの場合です。前回保護命令を発令した裁判所であるとしても、それだけでは申立てを行うことができないので注意してください。

(1) 相手方又は申立人の住居所が千葉県内にあるとき

申立書に記載のない一時避難先の住所が千葉県内にある場合も、避難先を管轄する裁判所に申立てができます。ただし、避難先を管轄する裁判所で裁判をすることで、申立人がその地域にいるのではないかと相手方が推測する可能性がありますので、慎重に検討してください。

(2) 千葉県内で相手方からの暴力が行われたとき

A 5-2 申立ては、上記(1)、(2)の住居所を管轄する裁判所に申立書及びQ 6記載の書類を提出して行きます。原則として、千葉地方裁判所管内では、申立書等が提出された当日に裁判官の面接を受けていただけるようにしていますので、あらかじめ電話で連絡の上、申立人本人が申立書等を提出に来てください。面接時間等は各裁判所の担当係にお問い合わせください。本庁及び各支部の管轄区域、連絡先電話番号は別表のとおりです。

Q 6 申立てにはどのような書類等が必要でしょうか。

A 6 基本的には前回同様、新たな申立てとして、**申立書2部(正本・副本)**のほか、次のような書類等が必要です。また、申立時に一般的には次のような添付書類や証拠資料が必要です。**添付書類は1部、証拠書類は2部(正本・写し)**提出してください。

なお、期日が指定されたときは、相手方に申立書、主張書面及び書証の写し、宣誓供述書の写し等を送付することになるので、申立人は、**相手方に秘密にしている連絡先(避難先)の記載が送付書類にないかどうか**、十分に確認した上で裁判所に書類を提出してください。

(1) 申立手数料の収入印紙1, 000円

郵便切手2, 260円(内訳: 500円2枚, 100円5枚, 84円5枚, 50円4枚, 10円10枚, 5円2枚, 2円10枚, 1円10枚)

(2) 当事者間の関係を証明する資料

- ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料（添付書類）
ex. 戸籍謄本、住民票 等（当事者双方のものがが必要です。）
- イ 申立人と相手方との関係が生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料（証拠書類）
ex. 申立人及び相手方の住民票、生活の本拠における交際時の写真、メール又は手紙、住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し、電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写しなどを提出してください。
- (3) 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料（証拠書類）
ex. 診断書、受傷部位の写真、陳述書 等
- (4) 相手方から今後身体的暴力を振るわれて生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料（証拠書類）
ex. 本人や第三者の陳述書 等
- (5) 前回の保護命令申立書（写し）や保護命令謄本の写し（証拠書類）
- (6) 子への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として
接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは、その子の同意書（証拠書類）
※ 同意書の署名がお子さん本人のものであることが確認できるもの（学校のテストや手紙等）を同時に提示してください。この確認に用いたものは、確認後返還します。
- (7) 親族等への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として
ア 接近禁止の対象者の同意書(対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書)（証拠書類）
※ 同意書は対象者（法定代理人）本人に署名及び登録印鑑を押印してもらい、対象者の印鑑登録証明書を同時に提示してください。同証明書は、確認後返還します。
なお、登録印鑑がない場合は、同意書記載の署名が本人のものであると確認することができる直筆による書類を提示してください。同書類も確認後返還します。
- イ 対象者の戸籍謄本、住民票その他申立人との関係を証明する書類（添付書類）
法定代理人による同意書には、これらに加え資格証明書の提出が必要です。（添付書類）
- ウ 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など（証拠書類）

Q7 申立後の手続の流れはどのようになりますか。

A7 申立人面接の終了後、通常、1週間後くらいに、相手方の意見聴取のための審尋期日が設けられます。相手方の審尋期日には申立人が出席する必要はありません。裁判所は、相手方の言い分を確認し、証拠に照らして保護命令を発令するかどうかを決めます。

早ければ、相手方の出頭した審尋期日に保護命令が言い渡されますが、事案によっては、再度の申立人面接を行う場合もあります。また、保護命令を発令するかどうかを判断するために数日間を要する場合もあります。

なお、保護命令を発令するかどうかは、双方の言い分を聞いた上で裁判官が判断することになりますので、申立てがされたからといって、必ず発令されるというわけではありません。

(別表)

千葉地方裁判所管内担当窓口一覧表

本庁・支部	電 話	管 轄 区 域
本 庁	043-333-5271	千葉市・習志野市・市原市・八千代市・市川市・船橋市・浦安市
佐倉支部	043-484-1219	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡
一宮支部	0475-42-3531	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡
松戸支部	047-368-5143	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市
木更津支部	0438-22-3774	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
館山支部	0470-22-2273	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
八日市場支部	0479-72-1352	銚子市・旭市（旧干潟町を除く）・東金市・山武市・匝瑳市・大網白里市・山武郡・香取郡多古町
佐原支部	0478-52-3040	香取市・旭市（旧干潟町）・香取郡神崎町・香取郡東庄町